

掛川市告示第32号

掛川市障害者福祉施設通所費助成要綱（平成17年掛川市告示第33号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

掛川市長 松 井 三 郎

第2条第1号中「第29条」を「第29条第1項」に改める。

第4条第1項第1号中「6,500円」を「20,000円」に改め、同条第3項中「第1項各号に掲げる方法を併用して施設に通所した」を「第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 第1項各号に掲げる方法を併用して施設に通所した場合
- (2) 運賃を負担する必要のない送迎用自動車により施設に通所した場合
- (3) 徒歩又は自転車（原動機付自転車を含む。）により施設に通所した場合において、通所距離が2キロメートルに満たないとき。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。